



千葉大学ユニオンニュース第 49 号 2009 年 5 月 20 日

編集・発行：千葉大学ユニオンニュース委員会

ホームページ：<http://www.age.cc/~cuu/>

メールアドレス：[cuu@e-mail.jp](mailto:cuu@e-mail.jp)

電話・ファックス：043-290-2234

ファックス専用：020-4666-6229

西千葉キャンパス総合校舎G号館 401 室 ☆声をお寄せ下さい。

☆みなさんの職場でお気づきのことや質問を、千葉大学ユニオンは待っています。

## ボーナスの減額は仕方ないですか？

### ついにきた、ボーナスの減額

5 月 1 日、衆参議員議長および内閣総理大臣に対し、2009 年 6 月の期末・勤勉手当を、昨年夏の勧告 2.25 ヶ月分のうち 0.2 ヶ月分を暫定的に凍結する旨の人事院勧告がなされた。これにあわせ、先週千葉大学でも同様の措置をとることが各部署を通じて伝達された。具体的には給与規定の一部が改正され「附則」が追加される。この結果、6 月に支給される期末・勤勉手当は約 1 割減額される。少なからぬ金額となり、ローンの返済などをあて込んでいた場合などには家計への大きな打撃となるだろう。この結果は、4 月 6 日付けの人事院発表「平成 21 年民間企業における夏季一時金に関する調査について」で予想されたことではあるが、現実のものになるとやはりつらい。

今回の措置については、千葉大学構成員においても右から左までさまざまな意見があることだろう。週刊誌等の公務員バッシングは別にしても、民間のボーナスが減額され雇用情勢が厳しいことは事実であり、今回の措置は残念だが、やむをえないと考える人も少なからずおられよう。また、好景気の時には民間より遥かに低いボーナスに甘んじているのに、不況時だけ民間にあわせられることに釈然としない思いを抱いている人もいるだろう。中立であるべき人事院が与党の動きに迎合したことに腹を立てている人もいるだろう。独立した法人である千葉大学が、直ちに人事院勧告に追従したことに問題があると考えられる人もいるだろう。あるいは、「ユニオンはどう考えているのだ」という疑問の声が上がるかも知れない。

この問題についてのユニオンの見解は 4 月に発行したユニオンニュースで委員長「談話」として発表した。広い分野で所得決定の基準となっている公務員の手当を引き下げるとは、内需、国内生産、そして雇用を減少させ、負のスパイラルを加速させる、今必要な経済政策とも逆行するものだとして述べた。しかし、職員課への問い合わせなどは行ったが、団体交渉をはじめ積極的な行動をとることはしていない。執行委員会では、ユニオン構成員ははじめ千葉大学構成員の大多数が、今回の政府および千葉大学の決定に抗して積極的な行動をとることを支持する客観的情勢はないと判断させていただいた。

ただ、われわれがもらうボーナス（期末・勤勉手当）とは一体何であるかを、よく考えてみるよいチャンスではある。期末・勤勉手当の本質は何か、民間のボーナスと何が違うのか、金額はどのように決められるべきなのか。そこで法経学部の皆川さんに「労働法豆知識」の拡大版の執筆をお願いした。今後も予想される同種の問題に理論武装をしておきたい。（ユニオン委員長：福川裕一）

### ∞ ユニオン 質問箱 ∞

今回は前号からの連載「ユニオン質問箱」を特別に拡大して、ボーナスについて解説いたします。今後ご質問・疑問をどしどしお寄せ下さい。

### 「教職員の給与（ボーナス）はどう決まる？」

#### — 労働法豆知識 —

近頃の報道によれば、国家公務員の夏のボーナスが減額される方針とのこと。国家公務員（一般職）の給与は、国会が定める法律（一般職給与法）によって決められますが、この法律の改正によって定められる具体的な支給額は、人事院が民間の給与水準を調査した上で内閣と国会に対して行う「人事院勧告」を踏まえ、最終的には国会の議決によって給与法が改正されることで決まります。今年 5 月の人事院勧告は、特例措置として今年度 6 月の期末・勤勉手当を 0.20 ヶ月分（1 割程度）抑えるべしとの内容となりましたが、給与法の改正はまだ行われていません。

もっとも、国立大学法人である千葉大学の場合、一般職給与法の適用はなく、賃金を含む労働条件は、民間企業と同じく、大学法人と教職員の間の労働契約に基づいて決まります。具体的には、千葉大学が定める就業規則の 1 つ、「千葉大学職員給与規程」に従って、教職員の給与支給の条件が決められています。このため、理屈のうえでは、千葉大学で働く人の賃金額は、千葉大学で独自に決めることができるのですが、実際には、2004 年の法人化後も職員給与規程の内容は人事院勧告と一般職給与法の定めにならう形に変更されてきています。今回の人事院勧告での特例措置についても、千葉大学職員給与規程の一部改正（期末・勤勉手当支給条件の引き下げ）が予定されています。

ここで注意が必要なのは、千葉大学の教職員の賃金は人事院勧告や給与法に従って当然に下がるわけではなく、千葉大学でも下げたいと使用者が考える場合、職員給与規程をその都度変更しなければならない、ということです。このとき、使用者は給与規程を好きに変更できるわけではなく、労働契約法という法律の定めにより、労働条件の引き下げに「合理性」があることを条件として、就業規則の変更が許容されています（労働契約法 10 条）。この「合理性」があるかどうかは、最終的には裁判所で争ってみないと分かりませんが、いずれにしても、賃金の引き下げにつながる給与規程の変更にあたっては、労使の間で適切な交渉が必要といえるでしょう。

### 次期役員信任投票、始まる

会員の方々には既に選挙委員会からメールで公示があったように(cuu00133「千葉大学ユニオン選挙公示」2009.5.7)、千葉大学ユニオンの次期第 6 期(2009~10)の新役員(委員長をはじめとする執行部)を決定する信任投票が、5 月 14 日(木)に始まりました。期間は 5/28(木)までです。

働く者にとってさまざまな問題を抱えた千葉大学に提言と解決をさらに推し進めていく態勢を選ぶ大切な選挙です。ユニオン・メンバーにおかれましては、よろしく

ご参加下さい。投票方法など詳しくは、ご所属の支部の選挙管理委員にお尋ね下さい。(事務局)

**千葉大学ユニオン第6回総会は7月1日(水)  
出来るだけ多くのメンバーの参加を**

事務局では次期第6回総会を6月10日に予定して準備を進めてきましたが、予想外に準備に時間がかかることが判明したため、改めて総会を7月1日(水)に行うこととし、第10回執行委員会の承認を得ました。総会公示はニュース次号とメールで行います。

年に1度、全員参加で行う総会です。是非出来るだけ多くのメンバーの皆さんが直接出席することを希望します。都合がつかない場合でも、

- 1) 議場に委任状を出す。
- 2) 直接参加するメンバー1人に、参加できないメンバーが5名まで意思表明を代理で行うことを委託できる。

という二つの制度を利用して、意思を表明されるようお願いいたします。

しかし規約では、現員の2割以上の直接出席者が無い場合は、どんなに委任状や委託状が集まっても、総会が成立しないことになっています。総会成立のために、皆さんのご協力をお願いします。(事務局)

**∞ユニオンも応援します! 交流の広場∞**

★ 今年も音楽で新しい仲間を迎えます!! ★  
— 5月27日、新入教職員歓迎・交流会 —  
新入教職員方、お誘い合わせてご参加下さい。

**企画**

講演: 辻尚史理学研究科長(情報数理学)『音階の数理』  
独唱: 渡部成哉教育学部教授(二期会会員)『懐かしの抒情歌』(予定)など

日時: 5月27日(水)午後6~8時(5時30分受付開始)  
参加費: 新入教職員の方は無料、“先輩教職員”は、1000円  
@西千葉キャンパス 生協喫茶ヴィッセン(ブックセンター2F)



昨年も盛況だった新入教職員歓迎・交流会

**∞支部会ニュース∞ — 東葛支部**

**園芸学部創立100周年の歩みと移転問題**

園芸学部の前身校である「千葉県立園芸専門学校」は、1909年(明治42年)当時の公立農業専門学校としては全国唯一のものとして戸定ヶ丘(松戸キャンパス)に設立され、1914年(大正3年)に「千葉県立高等園芸学校」と改称され、その後1929年(昭和4年)に文部省に移管され「千葉高等園芸学校」となった。1944年

(昭和19年)に文部省直轄学校管制の改正により「千葉農業専門学校」と改称され、1924年(昭和24年)に国立学校設置法が公布され新制大学として「千葉大学園芸学部」となり、2004年(平成16年)に国立大学が独立行政法人化され「国立大学法人千葉大学園芸学部」となり、本年2009年(平成21年)に創立100周年を迎えることとなった。園芸学部のこれまでの100年の歴史は、わが国の園芸界をリードしてきた多くの先達を輩出し、園芸産業の発展に大きく貢献してきた。創立100周年を迎えるに当たり、2005年(平成17年)から、園芸学部のこれからの100年の存続と発展が期待できる基盤を構築することを目的に記念事業会が発足し、事業として松戸キャンパス環境整備を中心に、記念誌の発行や記念園芸展示会などの準備を進めてきたところである。折しも100周年を迎える直前に当たり学部移転問題が勃発し、戸定ヶ丘の教育、研究、環境などの存続を巡って先達、教職員、学生、地域を巻き込んだ混乱が今なお続いている。



百年の歴史を誇る緑多い松戸キャンパス

**◎ ユニオンのおもな活動報告 ◎**

- 5月7日 第10回定例三役会議  
千葉大学ユニオン選挙公示
- 5月14日 第10回定例執行委員会  
第10回定例三役編集会  
千葉大学ユニオン選挙投票開始(~5月28日)
- 5月20日 ニュース49号印刷・配布

**編集後記**

今号も選挙等のため、早めの発行です。先週になって予想していたように「ボーナス減額問題」が表に出してきました。今のご時世に、正面切って話題にするのはなかなか勇気があることかも知れませんが、今そこしっかりと議論するべきところではないでしょうか? 誌面の関係で不十分なところはユニオンHP (<http://www.age.cc/~cuu/>) を御参照ください。前号から連載を開始しました「ユニオン質問箱」は早速全開ですが、皆様の素朴なご質問をお待ちしております。また、今号から「支部会ニュース」を立ち上げましたが、個々の支部の問題も、ユニオン全体で考えると別の展開が可能かも知れません。今後とも皆様のユニオンニュースを目指しますので、ご支援下さい。

「私たちの職場をより明るく豊かにしていくための声をあげ、実現していく」ユニオンにぜひご加入下さい。

加入は下の「加入申込書」にご記入の上、FAXにてユニオン事務室までお寄せ下さい。送信先やユニオンの規約を載せたHPのアドレス等は、本ニュースの表面をご覧ください。

**加入申込書**

電話・ファックス:043-290-2234

千葉大学ユニオン委員長 福川 裕一 殿

千葉大学ユニオン規約を承認し、千葉大学ユニオンに加入します。2009年 月 日

ご氏名: \_\_\_\_\_

ご所属: \_\_\_\_\_

ご連絡方法(メール、電話、FAXなど): \_\_\_\_\_